

仕 様 書

千葉県保育所事務効率化システム運用機器賃貸借

令和6年3月4日

千葉県

第1 概要

1 目的

本調達令和7年1月より運用を開始する、保育業務効率化システムのクライアントとして用いるタブレット端末一式を賃借により調達するものである。

2 調達内容

本調達の対象は、2種類のタブレット端末の納入及び保守である。調達する物品の詳細は「第2 要求仕様」に示す。また、導入する端末のキッティングは、賃貸人が実施する。

3 基本的な考え方

本調達で納入する機器は下記の項目を満たすことを基本とする。

(1) 品質の確保

安全かつ適正な運用を実施するために必要と考えられる品質を確保するものとする。

(2) 情報セキュリティ対策

機密性、完全性、可用性の各々を確保するために必要と考えられる十分な機能を有していることを要する。(データの盗難・改ざんの防止、動作状況の監視、障害回復等。)

(3) ハードウェアの実績

納入する機器はメーカーが一般市場において販売するために、主要な製品系列の一環として製造する物品であり、同一機種において過去に十分な出荷・稼働実績を有していることを要する。

4 賃貸借料等の支払

(1) 賃貸借料は、契約価格からタブレット端末及びタブレット端末付属品の納入に係る費用(搬入費、作業費等)を除いたものの60分の3を四半期毎に支払うものとする。

(2) タブレット端末及びタブレット端末付属品の納入に係る費用と賃貸借料の60分の3の合計を令和7年1月分から令和7年3月分初年度費用として一括で支払う。

※ただし、初年度の支払金額の合計は契約金額の10%を上限とする。

5 その他

本仕様書は、上記の目的及び基本的な考え方に基づいた機能・構成等についての最低限の基準を示したものである。

第2 要求仕様

1 タブレット端末の種類

本調達では、主に通常の保育室で使用する標準タブレット端末と、調理室での使用を前提とした強化タブレット端末の2種類のタブレット端末を導入する。

2 標準タブレット端末

(1) 基本性能条件

区分	仕様
筐体	2 in1 デタッチャブルノート型であること。 本体とキーボードが着脱可能なもの。折り畳み式のものとは不可とする。
CPU	Intel Pentium (r) Silver N6000 以上
OS	Windows 11Pro64 ビット(23H2)以上
メインメモリ	8 GB 以上。
記憶装置	SSD 又は eMMC とし、内蔵容量は 128GB 以上 Microsoft Windows の bitlocker 機能にて暗号化できるようにセキュリティチップ (TPM2.0) を搭載すること。又はその他の暗号化機能等にてディスク全体が暗号化されること。
ディスプレイ装置	10.1 型 WXGA 広視覚 TFT カラーLED 液晶 タッチパネル制御方式は、(静電容量式) とすること。
入力装置	専用のキーボードを付属すること。 84 キー (JIS 配列準拠) キーピッチ 17mm、キーストローク 1.4mm とする。
LAN (無線)	IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠。 Wi-Fi 準拠。
カメラ	アウトカメラを内蔵すること。
マイク・スピーカー	内蔵すること。
インターフェース	USB-C 3.2 に対応したポートが 2 口以上あること。 USB-A 3.2 に対応したポートが 1 口以上あること。
バッテリー	内蔵バッテリーの駆動時間は、約 12 時間の通常運用が可能な事を目安とする。
その他	四隅だけでなく、本体外周を熱可塑性ポリウレタンで覆っている本体であること。

(2) 納入台数

296台

(3) 利用場所

本市保育所（54か所）で利用する。

3 強化タブレット端末

(1) 基本性能条件

区分	仕様
筐体	タブレット型であること。
CPU	インテル® Core™ i5-1245U 以上
OS	Windows 11 以上日本語版
メインメモリ	8 GB 以上。
記憶装置	SSD 128 GB (Serial ATA) 以上 Microsoft Windows の bitlocker 機能にて暗号化できるようにセキュリティチップ (TPM2.0) を搭載すること。又はその他の暗号化機能等にてディスク全体が暗号化されること。
ディスプレイ装置	9.6 型以上 11 型以下 タッチパネル制御方式は、（静電容量式）とすること。。
入力装置	別途、専用のキーボードを接続し、入力できる機能を備えること。
LAN（無線）	IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠。 Wi-Fi 準拠。
カメラ	アウトカメラを内蔵すること。
マイク・スピーカー	内蔵すること。
インターフェース	USB-C 3.1 に対応した USB ポートが 1 口以上あること。
バッテリー	内蔵バッテリーの駆動時間は、約 12 時間の通常運用が可能な事を目安とする。 バッテリーパックの交換が可能であること。
防滴性能	IEC 規格 IP65 準拠、またはこれと同等な性能が担保されていること。
耐熱性	-10℃～50℃程度の耐熱性を有すること
その他	コンセントタップに接続して充電を行うための付属機器を台数分付属すること。 90 cm のコンクリート落下試験をクリアしていること

(2) 台数

54台

(3) 利用場所

本市保育所（54か所）で利用する。

4 タブレット端末付属品

(1) 強化タブレット端末用入力装置

ア 仕様

強化タブレット端末に接続して利用できるキーボードであること。入力装置に関しては通常の利用環境下での使用を想定して、タブレットのサイズに見合ったものとする。

イ 納入個数

54個

(2) 標準タブレット端末用保護フィルム

ア 仕様

標準タブレット端末の画面のひび割れや傷を防ぐことを目的としたものであること。

イ 納入個数

296枚

(3) バッテリーパック

ア 仕様

導入する強化タブレットに合うバッテリーパックであること。

イ 納入個数

54個

5 納入要件

(1) 納入期限及び納入場所

以下のとおりとする。なお、詳細については、契約締結後に本市と協議した上で決定する。

ア マスター用タブレット端末（先行）

標準タブレット2台、強化タブレット2台を令和6年8月末にマスター設定の上、幼保指導課に納品すること。

イ タブレット端末及び付属品

令和6年11月末までに本市保育所（54か所）に直接納入すること。

※バッテリーパックは令和6年12月末までに、本市保育所（54か所）に直接納入すること。

ウ 現地搬入作業日は市と協議の上、決定する。

(2) マニュアル

日本語による取り扱い説明書、機器仕様書（機器の機種、構成、スペック等の詳細が記載されたもの）を紙及び電子データで納入すること

(3) 作業要件

ア マスターの作成

機器のマスターを作成し、市の承認をとったうえで、各端末にキッティングしたものを各保育所に納入すること。

※接続する無線アクセスポイントの SSID 等の情報は別途市から情報を提供する。

イ 管理ラベル

納入する機器に管理ラベル貼り付けること。

ウ その他

設定作業を進める上で、不明となった点は市と協議しながら進めること。

6 保守要件

(1) タブレット端末

納入したタイミングから賃貸借期間満了期日までの保守サービス（自然故障に対する無償修理を含むもの）を本調達に含むものとする。常に良好な状態で使用できるように、次に挙げる保守およびメンテナンスを行うこと。

ア 保守サービスはオンサイト対応とする。保守サービスを受けるに当たって、別途費用（出張費、送料等）が発生しないこと。

イ 保守等の問合せ窓口を用意すること。

ウ 保守対応が必要となった場合は実施すること。対応時間は月曜日から金曜日の 9：00～17：00 までとする。（祭日及び年末年始は除く）

エ 設置時の検査に合格した後、本システム機器が安定稼動するまでの間は、運用保守に関し、特に十分な技術支援を行うこと

オ 保守作業実績の報告書として、保守作業月次報告書（作業日時、管理番号、障害種別、障害内容、対応内容、担当者等）を作成し、月ごとに本市に提出すること。

カ 市が設置場所の変更や設定の変更等を行った場合であっても、保守対象とすること。

キ 標準タブレット端末は 1 台につき 1 回まで、落下等の事故による故障にも対応すること。

ク 標準タブレット端末は 1 台につき 1 回まで、バッテリーの交換にも対応すること。

ケ 付属品についてはメーカー標準保証のみとし、予備機用意やメーカー保守を加入する必要はない。

コ 接続するアクセスポイントや回線、使用するアプリケーションが起因する障害については、保守として受付した後、担当課より情報部門に問い合わせを実施する。

サ リカバリ用マスターの OS バージョンは年1回メジャーアップデートに対応すること。

(2) タブレット端末付属品

初期不良が原因と思われるものについては、賃貸借期間を通じて速やかに交換対応を行うこと。

第3 その他の留意事項

1 賃借期間

本システム機器の賃借期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までとする。

また、本契約の満了となる令和11年12月31日までに本市が必要と判断し、本サービスの利用延長を申し入れた場合は、賃貸借金額総額から保守料金を差し引いた金額を60で除した金額の10分の1の単価を基本として、延長に対応すること。ただし、保守料金は別途加算とする。

2 特記事項

(1) 業務遂行にあたっての注意事項

ア 賃貸人は納入期限決定後直ちに納入スケジュールを作成して本市に提示し、承認を得ること。また、本市との打合せ等は責任者を定め、分かりやすく、効率的に行うようにすること。

イ 賃貸人は、本市との打合せ等の議事録及び打合せ等において生じた検討課題を表にしたもの（以下、課題管理表という。）を作成すること。課題管理表は、賃貸人が調査、検討し回答するものと、本市が検討し回答するものに分けて、それぞれ回答時期を明示すること。

ウ 賃貸人は、納入にあたり、本仕様書に明示された機能、性能及びその他条件を十分に満足させること。また、納入する機器については、原則として本調達のために開発されたものではないこと。納入時には仕様書で提示した仕様と導入機器の比較表（以下、機能性能比較表）を作成し、提出すること。

エ 納入にあたり、本仕様書に明記されていない事項で必要と認められる作業は、本市に報告の上賃貸人の責任において実施しなければならない。

オ 賃貸人は、納入にあたり、使用する主要機器一覧を選定理由とともに搬入前に用意し、本市の承認を得ること。

カ 賃貸人はタブレット端末の OS のメジャーアップデートについて必要な情報を賃借人に知らせること。尚、端末のアップデートは各保育所での手動による。

キ 使用する機器に問題が生じた場合は、賃貸人の責任において解決しなければならない。

ク 本市が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

ケ 保育所の閉所に伴い、不要となった端末及び付属品は予備として賃貸人にて保管・管理すること。

(2) 提出書類等

次にあげる書類等を提出すること。なお、いずれの書類も様式は指定しないが、全て

日本語によるものとし、紙（各1部）とともに電子データ（CD等の媒体に格納した状態）にて提供すること。

分類	提出書類	提出時期
タブレット 端末	機器一覧	納品後7日以内
	日本語による取り扱い説明書	
	機器仕様書、機能性能比較表	
	保守作業月次報告書	賃借開始後毎月1回
その他	経費内訳書	契約締結まで
	議事録及び課題管理表	会議開催時5日以内
	その他本市が指定する文書	随時

3 賃借期間満了時の取り扱い

- (1) 賃借期間の満了時は、本システム機器を賃貸人が各機器の設置拠点から回収して契約を終了することを基本とする。ただし、本市の求めがあれば、賃貸借期間の満了前であっても回収を行うこと。また、本市が業務上の必要により再リースを申し入れた場合は、賃貸人は合理的な条件の下、これに応じることとする。
- (2) 機器を回収した後、記録されている電子情報を消去し、復元できない状態にした上で、その旨を書面で報告すること。
- (3) 回収作業、電子情報の消去作業及びそれらに係る報告は、再リースの契約で賃貸人が引き続き同等の義務を負う場合には、本調達による賃借期間の満了時の履行を免じる。（再リースの条件を設定する際、当該作業に係る経費を本調達と重複して算入することはできない。）
- (4) 賃貸借期間の終了時は、機器以外の附属品（マニュアル、CD等）については欠落を認めること。
- (5) 賃借期間中に本市が機器の設置先を変更していた場合であっても、賃貸人は回収に応じること。
- (6) 賃借期間の満了時、本システム機器に故障があった場合であっても、賃貸人は回収に応じること。